

## いの町介護保険事業者における事故等発生時の報告ガイドライン

令和4年7月1日 制定

### 1 趣旨

本ガイドラインは、介護保険法及びいの町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する事業者において事故が発生した場合のいの町への報告について、必要な事項を定めるものである。

### 2 報告の範囲

事業者は、以下の場合に報告を行うこととする。また、事業者側の過失の有無は問わず、利用者の自己過失及び第三者によるものも報告すること。

(1) サービス提供による利用者のけが、事故による通院・入院、死亡事故が発生した場合  
・「サービス提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。居宅サービスにおける通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供」に含まれるものとする。

・けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいたほうが良いと判断されるものについては、報告すること。

・利用者が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核が発生した場合

・食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1・2・3類とする。）・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。なお、これらについて関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員の法令違反・不祥事が発生した場合

・利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等）について報告すること。

(4) 医薬品による事故が発生した場合

・誤薬、与薬もれ、時間や量の誤り等、医薬品に関する事故はすべて報告すること。  
・服薬事故に関しては原則、主治医の指示を仰ぐこと。

(5) 離設（離苑）が発生した場合

(6) その他報告が必要と認められる事故が発生した場合

### 3 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）の双方に連絡することとする。

### 4 報告の様式

別添「介護保険事業者 事故報告書」により報告するものとする。他の市町村が保険者の場合については、当該市町村の指示に従うこと。

### 5 報告の手順

(1) 第1報は、少なくとも事故報告書の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安にいの町に提出することとする。

・死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡を行った後、文書により報告を行うこと。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等の検討を行い、事故処理の区切りがついたところで最終報告として事故報告書を提出することとする。

### 6 報告方法

電子メール、郵送または持参とする。

・個人情報に記載されているため、FAXでの報告は受け付けない。

### 7 事故後の対応

事業者は、事故が発生した場合、事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、従業者に再発防止策を周知徹底することとする。